

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第3号川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（消防局に関する部分）

資料1 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

資料2 新旧対照表

令和4年2月10日

消 防 局

川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市消防局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 消防局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

3 施行期日

令和4年4月1日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（消防局に関する部分）

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日条例第 1号 (略)					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日条例第 1号 (略)				
別表第 1（第 2条～第 5条関係） 市長の附属機関					別表第 1（第 2条～第 5条関係） 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年
川崎市消防局民間活用事業者選定評価委員会	消防局が所管する事務における民間事業者の活力を活かした手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	(新設)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					(略)				